

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第3回 枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会
開 催 日 時	令和元年（2019年）6月25日（火） 14時00分から17時00分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館 第5集会室
出 席 者	小寺委員、荒委員、東委員、石田委員、杉本委員、山下委員、原田委員
欠 席 者	なし
案 件 名	①運営法人の選考方法について ②運営法人選定審査について
提出された資料等の名 称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料13 枚方市立くすの木園民営化に係る運営法人応募状況について</li> <li>・資料9-1 選考審査の手順について</li> <li>・資料14 今後の予定について（案）</li> <li>・資料15 枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会 選考審査表 &lt;仮審査表&gt;</li> <li>・参考資料 書類審査について</li> <li>・枚方市立くすの木園移管に係る提出書類（2法人）</li> </ul>
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営法人の選考方法について確認した。</li> <li>・運営法人選定審査を行った。</li> </ul>
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第1項第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	本審査会の答申後に公表
傍 聴 者 の 数	—
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	障害福祉室

## 審 議 内 容

(会長) 定刻となりましたので、第3回枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会を始めます。最初に、事務局から御報告をお願いいたします。

(事務局) 本日は、お忙しいところ御足労いただきましてありがとうございます。では最初に障害福祉室長の末次より、一言御挨拶を申し上げます。

(障害福祉室長) 皆さん、こんにちは。障害福祉室室長の末次でございます。本来でしたら福祉部長の古満から御挨拶申し上げさせていただくところですが、ただいま議会の開催と重なり、対応中でございますので、私から御挨拶をさせていただきます。福祉部長につきましては、議会終了後、出席する予定としておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

委員の皆様におかれましては、御多用の中、第3回枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。また、平素から本市の障害福祉行政に格別の御支援、御協力をいただき、厚くお礼を申し上げさせていただきます。

昨年度、本審査会が設置され、皆様に枚方市立くすの木園民営化に係る運営法人の募集要項選考基準を御審議いただきまして、昨年8月から9月にかけて、1回目の公募を実施しました。しかし、応募法人がなく、改めて昨年11月に応募条件の見直しを御審議いただきまして、今年1月に2回目の公募を実施いたしました。しかしながら、2回目の公募においても、応募法人がないという結果になりました。2回の応募結果を受けまして、事務局では、市内だけではなく、市外の法人に対しても個別訪問を実施しまして、民営化に係る説明や現地案内も行いながら、応募について働きかけを行ってまいりました。そうしたところ、ようやく応募いただける法人の目処がついたことから今回、公募に至ることができました。

この間、利用者及び保護者の方をはじめ関係者の皆様には大変御心配をおかけし、また、御不安であったことと思っております。これから応募のありました法人の審査、選定を行っていただき、運営法人の決定後、移管手続きに入ってまいります。現在、勤務をされておられます非常勤職員の方々も、民営化後もおおむね継続雇用の意向を示されているということもお伺いをしてございますので、引き続き期間が少し短くなってございますが、くすの木園の運営に大きな混乱を生じさせることなく、円滑に移管できるものとして民営化の時期は、当初予定しておりました令和2年4月としております。

委員の皆様の任期につきましても、本来ですと昨年度で終了する予定でございましたが、引き続きとなりまして、次の第4回で法人様からプレゼンテーション、運営法人が選定をされます。答申が出るまでの間、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

さて、本日は、応募のあった2法人について、書類精査を行っていただきます。法人から提出された膨大な書類に目を通していただく審査、これは時間と労力を必要とする作業ではございますが、くすの木園の運営を適切に引き継ぐことのできる法人の選定の

ために、委員の皆様には、それぞれ専門の分野から忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。本日の御審議、どうぞよろしくお願いをいたします。

**(事務局)** それでは、本日の会議の説明をさせていただきます。初めに、本会議の委員の御出席の内訳ですが、本会議は委員7人で構成され、本日は全員御出席されておられますので、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、本日の配付資料について御説明いたします。

#### <配付資料確認>

なお、本日の資料につきましては、選考に関する情報が含まれており、会議終了後、事務局で、それぞれの委員用のフラットファイルにとじて保管させていただきますので、会議終了後は全ての書類を机の上に置いたままにしておいていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

続きまして、本日の案件につきまして、次第に従い御説明いたします。

報告1といたしまして、運営法人の応募状況について。

案件1といたしまして、運営法人の選考方法について。

案件2といたしまして、運営法人選考審査について。

以上でございます。

**(会長)** はい。ありがとうございます。

それでは、お手元の次第に沿いまして、会議を進めてまいりたいと思います。報告(1)運営法人の応募状況について、事務局から御説明をお願いします。

**(事務局)** それでは、次第の2、報告(1)運営法人の応募状況について御報告をさせていただきます。

応募結果につきましては、既に郵送等でお知らせさせていただいておりますので、簡単に御説明させていただきます。

応募、受付期間及び周知方法につきましては、**資料13**に記載のあるとおりでございます。

募集に際して、5月16日木曜日に、くすの木園におきまして、法人への説明会及び現地見学会を開催いたしました。説明会には2法人の参加がありまして、募集要項の内容などについて説明を行い、現くすの木園の施設見学や移管後の施設整備に関して、すぎの木園の敷地を見学していただき、応募の参考としていただきました。

その結果、説明会参加の2法人からの応募がございまして、法人の名称及び運営施設名称につきましては、記載のあるとおりでございます。

(会長) ありがとうございます。

ただいま、事務局から御説明がりましたが、この件につきまして、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

(委員) 募集期間が5月9日から6月7日までと書いていただいておりますが、この間にどのような募集を行ったのか、御説明いただければと存じます。例えばホームページで公開等、そういうことですか。

(事務局) はい、3番に周知方法を書いておりますけれども、5月9日に市のホームページに掲載いたしました。

(会長) よろしいでしょうか。

そうしましたら、次第の3、案件(1)運営法人の選考方法について、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局) 選考方法につきまして、説明いたします。

お手元の資料9-1をごらんください。実際の選考審査の流れにつきましては、昨年7月24日に行いました第1回審査会でも御確認をいただいたのですが、それから月日もかなり経過しておりますので、再度御確認ということで、大まかに説明をさせていただきます。

まず、大きな四角囲みの1番は書類審査でございます。これは、本日この後に行っていただく手順で、まず、事務局からの提出書類の説明をさせていただきます。選考審査表に採点をしていただきます。御不明な点などがありましたら適宜御質問をいただきまして、専門分野の委員や事務局が、意見等を述べさせていただきます。その後、選考審査集計表を集計することになります。皆様に御採点いただきまして、仮集計表の結果を配付させていただきます。そちらに基づきまして、御不明な項目や基準点を満たしていない項目などにつきまして、意見交換をしていただければと考えております。また、御不明な点などにつきましては、次回7月30日に予定しておりますプレゼンテーションの際に、直接、法人に聞いていただくことも可能です。

なお、事前に法人に質問事項がある場合は、事務局からプレゼンテーションの前に、その質問を2法人にお伝えさせていただきます。当日、事務局での一括の質問を行いますので、本日、書類審査の中でお気づきになられた点などございましたら、おっしゃっていただけたらと思います。

また、後日、気になることなどが出てきました場合は、随時また、事務局に御連絡をいただけたらと思います。もちろん、次回、当日、委員の皆様から直接、法人に御質問いただくということでも結構です。

続きまして、大きな四角囲みの2番は、プレゼンテーションの部分となっております。こちらにつきましては、また改めまして、資料14で説明をさせていただきます。

続きまして、3つ目の四角の部分です。運営法人の選考という部分になりますけれども、こちらは、実際に運営法人を決定する最終段階におきまして、3つの条件がありますが、1つ目の条件は皆さんに採点していただいた点の合計が294点以上となり、基準点を満たしていること。

2つ目、各委員の総合計を集計した結果、その総合計の多いほうの法人。なおかつ3番で、3つ目の条件として、委員ごとに総合計を比較しまして、高いほうの点をつけている委員が多い法人、という3つの条件が必要ということになっております。この条件を満たしている法人に決定をすることになります。

なお、選考が終わりましたら、一番下の小さな四角ですけれども、4番の報告書の部分になりますが、この選定審査会で選考した結果や附帯意見を報告書という形でまとめていただくこととなります。

**資料9-1**の説明は以上になります。

(会長) ありがとうございます。

ただいま、選考審査の手順について御説明をいただきましたが、この手順に関しましては、第1回の会議の中で確認しているのと同様ということでしょうか。

これでよろしいでしょうか。何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

(委員) 2以下、3、4ですけど、これは7月30日に行われるということでしょうか。

(会長) そうですね、プレゼンテーションですね。

(委員) 今回は、この一番上の部分ですね。

(事務局) はい。

(会長) これでよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(会長) そうしましたら、それでは、**資料14**の今後の予定について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局) はい。続きまして、**資料14**について説明させていただきます。

**資料14**、今後の予定について（案）となっている資料を御用意ください。**資料14**の中の大きな1番、第3回会議〈書類審査〉について御説明をいたします。

2番の施設見学と3番の第4回プレゼンテーション・選考については、また後ほど御説明をいたします。

本日の書類審査の流れといたしまして、この後、まず法人審査を行っていただく前に、A3判の仮審査表、**資料15**に、一番左側の枠に通し番号を振っています3番と4番につきまして、法人1、法人2、合わせて、委員から御説明のほうをいただきまして、その後に、事務局で確認している部分の内容につきまして報告をさせていただきます。この法人1、法人2といますのは、**資料13**に書いているとおり、法人1は、社会福祉法人花の会、法人2は社会福祉法人門真共生福祉会となりますので、法人1、法人2という呼び方で説明を続けさせていただきます。

事務局からの報告が終わりましたら、委員の皆様で、それぞれ採点を行っていただきます。1つの法人の採点に、それぞれ40分程度を見ておりますけれども、その時間の残り10分ぐらいのところ、声をかけさせていただきます。なお、採点中に疑問点などがございましたら、その都度、事務局に御質問をいただけたらと思います。40分が経過した時点で、皆さんの進行状況を確認した後に、法人2の審査に移っていただきます。

こちらにつきましても、残り10分のところで声をかけさせていただきます。仮集計を3時40分の予定とさせていただいておりますので、それまでに2つの法人の採点が終わるようにお願いしたいと思います。慣れない作業だとは思いますが、今回は書類のみの仮審査となりますので、点数のつけ方に悩む項目などがありましたら、一旦は基準点の点数をつけていただけたらと思います。確認事項は1点、提案事項につきましては0点としていただきまして、仮集計後の意見交換や疑問点の確認の後、次回プレゼンの時点で、審査のときに修正をしていただければと考えております。

また、確認書類等の欄にプレゼンテーションと書かれている項目が通し番号で24番、25番、34番とありますが、そちらの部分については、本日の書類審査の時点では審査できない部分になりますので、こちらにつきましても一旦、基準点の1点をつけておいていただきまして、次回のプレゼンテーションの審査で修正をしていただきますように、よろしくお願ひします。

本日、採点の終了後に、一旦、御休憩をいただきまして、その間に、こちら事務局で仮集計表の作成を行います。4時ごろに仮集計表をもとに、意見交換を行っていただきまして、4時30分ごろには審査会の終了ができるようにという予定をしております。

**資料14**の1番の第3回会議の部分の説明は、一旦、ここまでとさせていただきます。第4回の進行につきましては、また後ほど御説明をさせていただきます。

**(会長)** ありがとうございます。

ただいま、事務局から御説明がありましたが、今後の予定については、このような方法でよろしいでしょうか。

それでは、選考方法、今後の予定とあわせて、確認することができました。

次に、案件2の運営法人選考審査に入りますが、その前に、第1回の審査会で確認しました、応募法人に関係がある委員の有無について確認します。

各委員の中で、今回応募いただいた2法人、社会福祉法人花の会と社会福祉法人門真共生福祉会について、御自身が理事等の役員についておられる、もしくは代表者、理事

の血縁に当たる方などがいらっしゃいましたら、ここで名乗り出ていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。いらっしゃいませんね。

該当者がいないようですので、審査に入っていきます。

事務局から御説明をお願いいたします。

**(事務局)** それでは、運営法人の選考審査について御説明をいたします。

本日は応募がありました2つの法人の書類審査を行っていただくこととなります。

2つの法人から提出のありました、お手元の2冊のファイルにつづられております書類を審査していただきまして、A3判の仮審査用の選考審査表、**資料15**に採点していただきますようお願いいたします。採点前に必ず、仮審査用紙には氏名を御記入いただくようお願いいたします。裏面を見ていただきましたら、右下に、お名前を記入する欄がございますので、まず、そちらを忘れないように、記入してください。仮審査表の通し番号の1番から順番に、確認事項、提案事項につきまして、提出ありましたファイルの記載内容を確認してください。それから、内容など不明な点等がございましたら、適宜、御質問をいただきまして、専門分野の委員から見解を述べていただいたり、事務局からも説明をさせていただきます。直接、採点をして、文面だけでは判断がしづらい、法人に確認しないとわからないというような点がございましたら、本日、御指摘をいただきまして、次回、プレゼンテーションの際に、事務局からまとめて質問をさせていただくようにいたします。現段階で事務局からの質問につきましては、参考資料の2ページと3ページに、表にして記載をしております。本日、意見交換などにおきまして、確認したい事項ありましたら、この表に追加をしたいと思えます。

以上で、採点につきましての説明を終わります。

**(会長)** ただいま、事務局から書類審査の採点についての説明がありましたが、皆さん、何か御質問などはございませんでしょうか。

**(委員)** 募集要項の項目を書きとさせているので、そこを中心に、その各項目に関してはチェックすると理解しているのですが、ここにはないのが、13以下とかであるとかをどのように利用させてもらったらいいか。こちらで提案概要書全てという、この「全て」のところでは評価したらいいのか。様式のほうが、かなり中心になると思うのですが、提出書類というか、どこをチェックしたらいいのか、ここには反映されていない項目がもしあれば、それはどのように評価したらいいのか教えてください。

**(事務局)** 参考にする書類についてということですね。**資料15**の仮審査表に、それぞれ通し番号のところに各審査項目につきまして、この審査項目というのは募集要項の何番についてのことを確認するためのものであるということを書いている横に確認書類等ということで、ファイルにある様式の何番かという形でお示しをさせていただいております。

ど、これについて、どれかわからない部分というのがありましたでしょうか。

(委員) そこを聞いたのですが、例えば、法人1であれば、通し番号だと1から17まで出ている、これが全部ここに載っているわけではないような気がしたのですが。様式番号で書いてあるのと、こちらのほうは、添付書類などが少し違うのかとは思いますが、例えば様式8や9というのは、**資料15**にはないような気がします。別に今回もやってもいいよということなのか、全体的に総合的にということなのか、そこを明確にしてくださいと思います。

(事務局) 提出書類の13番が確認書類にはまず書いていないものになるかと思いますが、この法人調書は、福祉の事業を行っています法人が指導を行う市役所や府庁等の担当部署に、現在の施設や事業の運営状況について報告するための書類になっておりまして、事業所の今の全体像などを俯瞰で把握できるようなもの、全体的な部分としまして、参考になるものだと考えて添付しているものでありますので、参考にしていただけたらと思います。

(委員) 質問は、こちらの確認書類等のところに明記がないけれども、提出されている書類が幾つかありますが、それは全体的に評価したらよいですかと、資料5のところの確認書類等のところには明記のない書類で、実際に提出のある書類に関しては、この点数をつけるときに、どういうふうに評価をしたらいいのか。まず全体的評価の参考資料としてくださいという結論でよろしいですか。

(事務局) 委員のおっしゃるとおりです。

(委員) わかりました。

(事務局) 最もそれぞれの項目について、近い部分についての確認書類ということで参考に様式名を入れてありますので、そちらの書類につきましても、審査の参考になるものでありますので、また御確認をと思います。

(委員) わかりました。ありがとうございます。

(会長) ほか、何か御質問ございませんでしょうか。

そうしましたら、採点に入る前に、事務局で確認している事項は何かありますでしょうか。

(事務局) はい。こちらで確認しております事項については、2点ございます。選考審査表の左端の通し番号1で、大きな1番で確認する内容の2つ目に書かれております「申請



時において、生活介護の運営実績が6年以上あるか」という点につきましては、法人1、法人2とも様式1、提出のあった様式で確認したところ、現在運営されている3つのいずれの事業所も、6年以上の実績があることは確認できております。

続きまして、審査表の裏面になりますが、26番におきまして、確認する内容に書かれております「職員配置は、市条例等の配置基準を遵守しているか」という部分につきましてはですが、様式4-3(1)の記載を確認しまして、現在の生活介護の定員36名、必要な職員の配置を満たしているということを2つの法人それぞれについて確認しております。

それから、委員からの御説明の前に、補足事項としてお伝えしておきたいのですが、資金計画につきましては、法人1、法人2を見比べていただきたいので、応募書類の様式6をそれぞれ開けて、ごらんいただけますでしょうか。収入ということで、施設整備補助金の単価や内訳を記載されている部分、中ほどあたりのほうを見ていただきましたら、今回の応募法人が整備する施設の規模や内容に違いがあることがわかるのですが、法人1につきましては定員を40名としておりまして、就労訓練事業等設備を計上しております。法人2につきましては定員を60名としまして、相談支援整備や避難所スペース整備などが予定されています。また、どちらの法人も短期入所を整備するということになっていますが、定員が法人1のほうは3名、法人2は4名ということで、こちら若干差があります。このように、くすの木の施設整備につきましては、完成するものが若干違っているものであるということも前提にいただいた上で、審査をしていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。それから、もう一点、法人1の資金計画の記載につきましては、収入として施設整備補助金の金額算定に誤りがございまして、下から2つ目の項目なのですが、自己資金額ということで、1億4,850万円の補助金額を記載されているのですが、法人1の場合は、対象経費の工事費等が国の補助基準額のほうを下回っておりますので、基準のほうで計算していきますと、正しくは1億2304万5000円といった数字が出てきて、先ほど申しました数字と比べますと2,545万円、収入が減るということになります。以上です。

(会長) よろしいでしょうか。

(委員) そもそも187,400から76,025が算出できない気がしていたんです。76のほうは合っているということですか。今回、数字が修正されたとしても、どうも合わない気がします。自己資金額のところですよね。総工費マイナス補助金イコール187,400をマイナス123,045に修正ということですよ。そもそも前の記載でも76,025が何かちょっと、計算で出ない気がしていたのです。

(委員) 補助金額が変わっていたら、基準額ですか。それに4分の3を掛けるのですよね。ところが、基準額が変わってしまったら、その次の補助金額も4分の3掛けたら変わりますよね。その次の総工費の補助金額が違っているとおっしゃっているのですよね。は

い、確かにおかしいですね。

(委員) 今、123に修正するのは、どの部分を修正する。111のところを修正するのですか。

(事務局) 差し引きするところの1億4,850万円の部分が1億2,304万円。

(委員) その下の補助金額のところ。千数万円数字になりますね。

(委員) いや、2行上のも123,045になるということですね。では、また差しかえていただく。

(事務局) また訂正させていただくことにします。

(会長) よろしくお願いたします。

(委員) これ問題あるのは、借入額がございますね。借入額、そこが7,600万円、借り入れるわけですけど、自己資金のところ7,602万5,000円の、それとまたリンクして、そこもおかしくなるのではないですか。

(事務局) 今の計算をしましたら、借入額のほうが若干、数字としては小さくなることにはなりますね。

(委員) 基準額減っても、借入額は下がるのですか。基準額減ったら、補助金額が4分の3になるから、補助金が減りますよね。

(事務局) そもそも自己資金の一番簡単な計算の部分の、こちらのほう見落としておりましたし申しわけございません。

(会長) もう少し、一度精査して差しかえということをお願いします。

(事務局) 次回までには、また訂正をさせていただきます。

(会長) よろしいでしょうかね。

それでは、次に、法人財政の分野については、専門家の委員に集中的に見ていただくようお願いしていただきましたので、委員から御説明の後、採点に移りたいと思います。

(委員) よろしくお願いたします。まず、今回、審査表の通し番号で言いましたら3番と4番

の部分を中心に据えるという形になります。過去3年間の経営状態が関連しているかとか、運転資金が確保できているかということなんですけれども、提出資料としては、書類10から12で、かなりの量がありまして、これを一つ一つ精査しますと、かなり時間がかかるということになりますので、簡潔に御説明させていただこうかと思います。

まず、法人1の花の会の提出書類の10には、3期分の決算書がありますが、直近でいきましたら、3期目の表紙で2017年4月1日から2018年3月31日の決算書が後半にあります。この表紙は見つかりましたでしょうか。枚数がいっぱいありまして、非常にややこしいんですけども、大体右隅や右肩のほうに事業年度、中央、上のほうに事業年度が記載されていますので、2018年3月期となっている表紙です。大丈夫でしょうか。この表紙から2枚めくっていただくと左側に、法人単位貸借対照表、2018年3月31日現在という、これが一番直近の財務状況が明示されているもので、ここを比較して、見ながら御説明させていただこうかと思います。まず、過去3年間の経営状態が安定しているかというのは、この3期分の計算書をじっくり見ればわかると思います。歴史、積み重ねというものが、この貸借対照表に反映されてきます。特に、見ていただいたらわかるのが、この表の右の下ですね。次期繰越活動増減差額、下から2番目に書いてある項目、これが過去、この事業所さんが積み重ねてきた履歴といった、営利法人ではございませんので、履歴というのはちょっと語弊がありますが、過去、重ねてこられた、今までの余剰金というような形で考えていただいたらいいのかなと思います。これが大体4億円ぐらいで、どちらの事業所さんも大体20年ぐらい事業としてはされていらっしゃると思いますので、ある程度の積み重ねが見えると思います。また、運転資金の部分でいいますと、左の資産の部、一番下に書いてあるところの2つ下のところ、左側のところに流動資産という項目があるかと思います。その反対側、右側に流動負債という項目がありますが、この部分が何かといえ、流動資産といえますと、基本的には手持ちの現金であったり、今後、近いうち、大体1年以内ということになってはいますが、1年以内に現金化されるようなものがここに計上されています。流動負債というのは、逆に、この1年以内に支払わないといけないものが、ここに計上されているということになっておりまして、この比較でいきますと、流動負債の大体4倍以上のものが流動資産のところになっているということをお考えますと、通常、民間の企業の場合でしたら、この流動比率という名称で呼んでいますが、150%ですね、大体1.5倍ぐらいあれば優良ですよとされているところの基準がありますので、今回は営利法人ではございませんけれども、それを差し引いたとしても、大体4倍強の資金は持たれているということは見ただけののかなと思いますので、この法人に関していえば、特に財務面で問題になるようなことは一切ないかと思っております。

続きまして法人2、これも添付書類10のところですが、添付11の1つ前のページになります。見ていただきますと、法人単位貸借対照表、先ほど、法人1、表を見たのと同じスタイルにはなって、少し見え方が変わってはいます。これは多分、ソフトの関係上かなと思います。平成30年3月31日現在ということで、同じように見ていきますと、次期繰越活動増減差額が大体2億5,000万円ぐらいあることを考えましたら、過去3年間と

どうか、今までの実績から考えても特段、問題なく事業活動されているのではないかと  
いうのが類推されます。また、先ほどと同じような形で、流動資産と流動負債の差額を  
確認していただきますと、こちらの法人でいえば、流動資産のほうが2億5,000万円と、  
流動負債というのが2,900万円、3,000万円ぐらいですので、大体8倍近く持たれている  
ということを考えましたら、こちらの法人に関しましても特段、財務面で問題になるよ  
うなことがないと考えられます。

この両法人に関しましては、ただ、規模の大小というのは正直ございます。どちらか  
とえば、法人1のほうが規模は大きくされている。法人2に関しては、規模は小さい  
ながらも、財務面でいえば、引けをとらないようなぐらいの規模ではあると感じており  
ます。

ただ、これは、ちょっと財務面というところの点というよりかは、法人1に関してい  
いますと、多分、この平成28年、前事業年度のタイミングで、新たな事業をされている  
のかなと。それに対して土地の取得や、その借り入れということで、少し膨らんでい  
るという部分がありますので、そういう意味で事業を重なったような形でされるのかな  
というのが、気になるころではありました。ただ、これに関しては、財務面どうこう  
という話ではございませんので、人の配置であったりとかという話になってくるのでは  
ないかなと思いますので、今回、この数字の面でいえば特段、そこに関して、問題はな  
いと思っております。どちらとも問題ない法人だと私は考えております。

以上です。

**(会長)** ありがとうございます。そうしましたら、法人ごとに採点していきたいと思いま  
す。まず、法人1の花の会から採点をお願いします。なお、御質問などがありましたら、  
随時、事務局まで、お願いします。そうしましたら、3時ちょうどでスタートし  
て、終了は3時40分を目処にお願いいたしたいと思えます。トイレ休憩などは、適宜と  
っていただければと思います。採点よろしくお願ひいたします。

#### <仮審査>

**(委員)** すみません。今日の時点で、最初から1点をつけておいてくださいとおっしゃっ  
ていたのは、24、25、26ということですか。24、25、26については、今日の時点では1点  
ということでしょうか。

**(事務局)** 34です。24、25、34のプレゼンテーションのところをお願いいたします。

**(委員)** わかりました。さっき、26もおっしゃっていましたか。職員配置は。

**(事務局)** それは、こちらで確認済みで基準を満たしております。

(委員) なるほど、わかりました。24、25、34は1点ですね。わかりました。

(事務局) はい。お願いいたします。

(委員) 決算報告書の読み方ですけど、花の会の最初の2016年3月期を見ています。2行目のところ、障害福祉サービス等事業収入は、7億4,502万円の予算であったところ、決算では8億2,000万円で、差異が7,500万円ということになっておりますけど、これは、予算としては7億4,000万円の収入があるだろうと予想していたところ、決算では8億2,000万円の収入があったので、7,500万円の差額は、つまり、予定していたより大きい収入があったという理解ですね。マイナスとなっておりますが。

(委員) 計算式が予算に対して引く計算をしているので。

(委員) 花の会の場合は、マイナスがついていることは、むしろ、良いというような評価ですね。

(事務局) 収入についてはそうですね。支出だとまた話が違います。

(委員) はい。支出に関しては逆になるということで、わかりました。ありがとうございます。

(委員) 施設整備計画書の短期入所のところで、3名と書かれていますが、これは、男女関係なく3名ということで、例えば、男性2名、女性1名と決めるのではなく、男性ばかり3名のときもあれば、女性ばかり3名だったり、臨機応変に利用希望者に応じて、対応されるのか確認していただきたいです。

(事務局) 短期入所は居室を3名ということで、施設整備計画書で、中ほどですね、床面積15.8平米かける3名のその下に、部屋の配置として、居室3室となっておりますので、それぞれ適用するということを考えると、性別はないかと思います。

(委員) 通し番号の41に、「その他障害福祉サービスの実施が予定されているか」というのが、様式5のいわゆる施設整備計画書ですよ。それ、どれを見たら、これがわかるのか、よくわからないのですが。

(事務局) 法人1の場合でしたら、その短期入所がその他のサービスとして予定されているということになります。障害福祉サービスでは、生活介護や就労継続支援、訪問的なサービスもありますので、いろんなサービスの中から今回は、短期入所を生活介護と一緒に実施されるということです。

(委員) そういうふうを考える。わかりました。ありがとうございます。

それから、もう一つ、その下の、利用者の視点に立った施設整備、安全確保というのはどう考えたらいいか、これも様式5です。

(事務局) 一応ここに書いてあることを見ていただいてという形ですね。

(委員) 全体的に判断しないということですか。これは全然わからないですね。

(委員) 後半にマニュアルの添付などがありますので、総合的に判断するということになりますよね。

(事務局) ただ、ここ、大きな項目として、7. 施設整備計画に関する事項となっていますので、法人からの資料では、その部分については、ちょっと読み取るところが、記載がないので、後日確認していただく事項として、お聞きするということですね。提案事項ですよ、これにつきましては。提案があれば加点になるかもしれないといった部分。それから、様式の9はそれぞれの確認する内容についての提案内容を法人のほうで簡潔に記載するという様式になっていますので、それを見ると、施設整備に当たっては、利用者の要望をできるだけ取り入れ、実現させたい。それから、施設の安全確保について、バリアフリー化とともに、安全を図りたいと記載されていますので、この部分で審査していただくということにはなります。

(委員) はい、ありがとうございます。

(事務局) 済みません。今、大体10分前になっております。

(委員) 通し番号4の施設整備資金の確保については、計算間違いありましたから。この場合は、とりあえず0にしておくのですか。

(事務局) そうですね。書類につきましては、もう一度、法人に確認をとりまして、再度、手を入れてもらいました分を次回のプレゼンテーションのときに、御報告できるようにいたします。

(委員) はい。

(事務局) ただ、今のところ、ざっと指摘いただいた部分、計算しただけになりました借入金が減るだけの計算にはなっております。

(委員) とりあえずゼロ点でいいですか。

(事務局) 多分、運転資金が確保できているかですので、前後どういう判断をされるかとは思いますが。ただ、数字に誤りがあるのは見つかりましたが、それを差し引いたところで、運転資金が確保できるかどうかという御判断をしていただければと思います。

(委員) まあどちらでもいいような気がします。

(事務局) そうですね。ゼロでも構わないかとは思いますが。

(委員) プレゼンで説明して、出てくれば問題ありません。

(委員) 委員が御指摘されたところ、何点か私もわからず、資料から読み取れないのですが、別にゼロを積極的につけたい意思がなく、多分、大丈夫そうな気がしていて、正直、はてなという感じです。

(事務局) 基準点をとりあえずつけていただいて、判断に悩む部分につきましては。確認事項が1で、提案事項はゼロ、基準点と考えていただきます。

(事務局) そろそろ40分経過しますけれども、採点状況は皆さん、いかがでしょうか。まだたくさん残っていらっしゃる場合は、残りの部分は基準点をつけていただきまして、次回に修正いただいて、ひとまず採点終わるようにお願いします。

(会長)いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

(「はい」と言う者あり)

(会長) そうしましたら、次に進めていきたいと思えます。続きまして、法人2の門真共生福祉会の採点に移ります。

法人2の採点につきましては、40分後の16時20分をめぐりにお願いいたしたいと思えます。また、トイレ休憩は、適宜とっていただければと思えます。

それでは、採点よろしくお願いいたしたいと思えます。

(委員) 法人2ですが、様式4の2の(8)でユニバーサルトイレの設置というのがありますが、これはどのようなトイレのことでしょうか。

(事務局) 一般的に言うところの多目的トイレのようなものだと考えております。オストメイトの槽やおむつがえのベッドがついている等、多目的な機能があって、特に利用する

人を選ばないトイレというような意味合いがあるようです。ただ、法人がどういった仕様のトイレで、これをユニバーサルトイレとおっしゃっているかについては、質問事項として入れておきます。

(委員) 様式2の応募に至る動機・目的の、最後の項目の意味を少し教えてください。「枚方市及び他市の事業所の関係が良好とのことで」というのは、現在のくすの木園が、行政である枚方市やその地域の事業所等との関係が良好という理解でよいのでしょうか。

(委員) 枚方市には社協が事務局を担っている知的障害者の障害者福祉ネットワークがありまして、このネットワークで枚方市内の施設において本当に良好な関係が保たれているという意味だと思います。

(委員) そこに魅力を感じたという趣旨ですね。わかりました。ありがとうございます。

(委員) 短期入所の質問なのですが、こちらは4名で、男女2名とはっきり書いてあるんですが、やはり障害のある方は男女比率が、男性が高くて、普通のサービス利用も男性のほうが多いのですが、男女2名というのは、ちょっと利用の機会を考えると、これは何とかならないのかなと思う次第です。

(事務局) それにつきましては、先ほどの花の会でいただいた質問とあわせて、次回にお答えいただこうかと思えます。流動的な利用についての考えがあるのかどうかにつきまして、一定のお答えをいただくようにはします。

(委員) はい。よろしくお願いします。

(委員) 項目は15番、提出書類14の監査結果、回答文書について、2点質問があります。1点目は、花の会と門真共生福祉会の趣旨がかなり違うので、正直、比較がし難いと思っています。花の会では虐待が起きたことに対する監査で、門真共生福祉会は、備えつけ文書に関して監査が行われたこと自体も余りよくわからないのですけれども、それが行われたという理解でいいのか、とにかく趣旨がかなり違うし、今回の、こちらに書いてある、かなり細かい文書の何か、できたらこちらのほうがいいよねということがあったので、文書を修正しましたということの、何か評価し難いなと思っています。

例えば、虐待に関する指導は、門真共生福祉会は、これまでなかったのかということか、例えば、花の会では、直近のものが出ているのですけれども、かなり長く運営をしてこられているので、1件、2件しかないというのも、どうかなと思うので、この直近の1年間において、指導を受けたことに対する報告ですということでしたら、花の会で十分だと思うのですけれども、それに関してだとすれば、門真共生福祉会は特に虐待やそういった事故報告はなかったのであれば、もういいのですが。趣旨をある程度統一し



ていただいたほうが、評価しやすいかとは思いますが。期間等を統一していただいたほうがよかったと思っています。

(委員) 実地指導においては、事務的なことばかりではなく、支援等についても必ず、正式な文書で出さなくても、感想を書いているところも、花の会もされてますけれども、その辺、絶対、支援についても実際あったのではないかと思います。事務的なことはいろいろあったと思います。これは法人指導の監査のほうで、生活介護の指導の内容はなかったのかなと思います。

(委員) あるいは、統一して、ここを例えば、直近3年以内に行政から指導を受けた事項はあるのか。花の会は、直近1年の報告はいただいていると思うのですが、あるのかないのか、あれば、その内容を教えていただくことにしてはどうでしょうか。

(事務局) 一番近い時期に、指導であるとか、監査が入ったときの際の結果と、それについての対応をどれだけ迅速にされているかということで、提出していただいた書類ですが、福祉の事業所に対して入る指導というのが、それぞれの事業のもとになる法律に基づいた行政指導の部分と、社会福祉法人の運営状況等を確認するための指導監査というものと2種類ありまして、法人1は、その事業の法律に基づいての行政指導の部分の書類が出ています。法人2は、法人に対しての指導監査の書類が出ていていると思うのですが、今、委員がおっしゃったとおり、指導監査に入るときというのは、大抵そういう行政指導の部分についても一緒に入ることが多いと思いますので、そちらの部分についての指導は、なかったのではないかとと思っています。

(委員) 花の会は5月の書類で直近過ぎるので、その1年間ということで聞いていただいたのか、それとも一番最新のものだけを教えてくださいとしていたのでしょうか。

(事務局) 直近ということですよ。

(委員) 直近ということですね。だから、直近が出ているんですね。門真共生福祉会の資料には添付資料と書いてありますが、この添付資料は、特段ないのですか。

(事務局) 改善報告というのは中の添付書類ということですか。

(委員) 詳しく知りたいわけではありませんが、添付資料と書いてはあるけれども、添付書類は特段ないということですかね。

(事務局) はい。今回はありません。

(委員) わかりました。何かそういうときは、改善報告書の作成日付だとかを書いていただいて、なんとなくこう。平成27年のことしか書いてない。少し古いなと思っていました。今回の申し込みに当たって作成したものではないと思うので多分、何か別にそこまで細かくなっていいですけど、いつのものか特定できたら、なおよかったのではないかなという気がします。

(事務局) こちらが監査を受けられた直近のものでいいですとお伝えをしたので、門真共生福祉会は、受けられた平成27年、28年を出してこられたのだと思います。

(委員) だから、ここ2年ぐらは何も監査的なものも入ってない。多分たくさん事業所が、ありそうですが、そういう意味では適正に運営されているのでしょうか。

(副会長) 監査というのは定期的に1年に一度必ず入るのか、問題が発生したときに入るのか、監査もいろいろあると思うのですが。

(事務局) 各福祉の根拠法に基づいている行政指導については、おおむね何年かに1回入るようという指針がありまして、それに基づいて各指導担当の行政機関が指導には赴くのですが、そのマンパワー等によっては必ず、その年ごとに行けているかどうか分からない部分もあります。また、基本的には、事業についての指定というのが5年の期間ですから、大抵の行政機関はその5年の間には必ず行っていると思います。それに基づいての行政指導の部分で問題があったときには、その行政指導に対して監査という名前でもって改めて、その事業所に入っていきます。もう一度内容を確認していくこととなりますので、法人の経営等についての指導監査というのと、この行政指導の後で、問題が出てきた後で入る監査というのは、ちょっと意味合いが違ってきます。この2つについては、それぞれ何年かに一度入って確認するためのものにはなっております。ですので、門真共生福祉会のほうが、この法人監査に入ったときに事業に対しての指導が、どの部署が入っていたかというのがわからないのですけれども、それがなかったのかというのは、確認はさせていただきたいとは思いますが。それについての指摘というのが何もなかったということも、可能性としてはあるかもしれません。

(副会長) 5年に一度という場合、かなりスパンがありますね。今、質問されていることについては、なかったということですね。

(事務局) はっきりは覚えていませんが、本当は3年以上か何か、それぐらいだったとは思いますが。

(委員) 施設整備計画書ですけど、カームダウンスペースの設置とありますが、これは質問というよりも、門真共生福祉会に確認をしていただきたいのですが、このカームダウ

ンスペースというのがどういうものかというのはわかっていますが、どういうタイプのカムダウンスペースを設置する予定なのか。例えば簡易テントのような感じのものもありますし、1つの居室というか、小さな個室としてつくる予定なのかを確認していただきたいです。

**(事務局)** 当日説明してもらえるように伝えておきます。

**(事務局)** 残り10分です。大体終わられていますか。

(「はい」と言う者あり)

**(会長)** 皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、皆様の仮審査表、一度、事務局にて回収していただき、仮集計表を作成してもらいたいと思いますので、事務局お願いいたします。

**(事務局)** 1点だけ、訂正させていただきたいところございます。先ほど、福祉の事業所の指定期間は5年と説明しましたが、調べましたら6年でした。すみません。訂正いたします。

**(委員)** 私もよくわからないのですが、監査等の報告と書いてあったので、花の会は法人監査の報告と思って、監査報告しか出されてないのかなと思います。法人は大体別紙資料と言われるものを受け取るんですね。この花の会の書類は社会福祉法人に対する指導監査というのを3月4日に受けて、実地指導を3月20日に受けているようなんですよ。ですから、実地指導と書いていけば出てきたのかもしれないし、法人監査と書いてあったから、監査結果しか提出されてないのかなと思いました。実地指導といわれるものに、普通、指導メモというのを先に、当日書かれて、実際文書に関しては、その2分の1ぐらいの指導内容になっているんですけども、そんな感じで花の会と実地指導の部分も出ているんですけども、それは監査と書いてあるからと思いました。

**(委員)** 用途はどっちを主としたものなのですかね。統一しておいたほうがいいなと思います。

**(事務局)** それでは、一番近い実地指導を提出してもらいます。

**(委員)** どうしても気になるので、法人1のほうですけど、様式6. 資金計画書ですけど、この1億2,304万5,000円で、耐震化等設備というのと、就労訓練事業等設備加算というのございますね。それから短期入所整備加算、様式6ですけど、これ、合計しても合わないですね。

(委員) これ全部、だから間違っていると思いますよ。

(委員) そこは間違っていますよね。それと、もう一つは、自己資金額ですけど、減るとおっしゃいましたけど、これでね、1億2,000いくらかに4分の3掛けますよね。なら、9,228万3,750円で、引き算のところ補助金額と書いているのに、引き算は基準額書いてますよね。1億4,800いくらか。これは、9,200いくらかで引かないといけないと思うのですが。

(委員) これ、全面的に直していただいたほうがいいと思います。

(会長) そこを、全体的に精査してもらいます。

(委員) 9,500万円になるのでしょうか。ということは、この借入金7,600万円と書かれていますけど、2,000万円ほど、増える計算になります。9,511万6,250円になんです、不足が。それを借り入れられるのなら、この福祉医療機構から借り入れ7,600万円と書いておられますけど、9,500万円ぐらい必要だと思います。

(事務局) 今、御質問いただきました件につきまして、資金計画書については、もう一度、法人1には精査していただきまして、修正したものの提出をお願いすることにいたします。ただ、補助金の計算につきましては、これ、総工費からこの金額で書いているところに基準額を入れていますが、これ実際のところ、計算を、補助金額を引いたものが出る格好になっています、7,600万というのは。エクセルか何かでつくって、この引き算の答えが出るようにしていないのではないのかなと思いますので、総工費引く補助金額という計算式が今、見てる限りでは、1億8,740万円から1,230万幾らを引いた計算で、自己資金額の借入額の6,430万円ぐらいになるのだらうと計算しました。

(委員) ただ、そうじゃないですよ。補助金額を引くのではなく、基準額引いてますね。

(事務局) そうですね。これ、書いておられるのは、そう書いていますが、計算の結果は、補助金額の1億1,130万円というのを差し引いた数字が7,600万円となっておりますので、書き方が間違っています。ただ、補助金額自体も間違っていますので、いずれにしても一度、数字は改めていただかないといけないと考えておりますので、次回までに修正したものを用意させていただこうと思っております。

(委員) 書き方は違いますが、結局、言ってるのは、法人1法人2も一緒だと思いますが、花の会は施設等整備費補助金でも、枚方市という名称がついて、耐震化等設備とか書いてありますが、法人2のほうは、耐震化云々という用語なかったりして、ただ、そ

の言い方の違いであり、受けようとしている補助金は多分、結局、大差はないんじゃないかと思います。言い方の違いですよ。

(事務局) そうですね。まず、概算で事業規模を書きまして、それに対して補助金が幾らぐらいつくであろうということで、残りの額を計算しますが、どちらにしても最終的にこの額になりませんね

(委員) そうですよ。

(委員) 基準額は、耐震と普通のでは全然違って、耐震であれば、より補助金が高くなります。例えば、就労訓練事業等設備加算を2,000万円ぐらいから5,000万円もついてるとか、何かそういうふうになってくると違うと思うんです。これらについても、1億3,000万円つけていますが、280万円とかで全然違って、耐震化をつけるだけで全部違います。この短期入所の加算が1,200万円になっていますが、門真共生福祉会のほうは、1,080万円になっているんですね。耐震がついているかついてないかの違いがあるので、随分違うんですよ。耐震化のほうに建物にお金がかかるということが予想されて、補助も大きなもので。なので、ちょっとそこは違うかな、という感じです。

(委員) いずれにしろ、統一した内容ではなかったもので、ちょっと見にくいですね。

(会長) そうですね。見にくいですね。

(委員) 耐震の補助たくさん出る割には、資金は法人1のほうに非常に低いですね。

(委員) それは定員が違うからでしょう。私も気になって調べたのですが、定員20人から40人で全然違います。60人だと1億7,140万で6,800万円ぐらい違う、この60人と40人では。ですから、60人のほうが効率的であるという考えだと思います。

(委員) なるほど、そうですね。

(委員) 60名定員でいっぱいだったら返済が楽ですが、60名にしても定員が埋まらなかった場合は返済が正直厳しくなるかと思います。広い建物だったとしても、60名のいろんな方がいらっしやると大変かと思います。大きな施設を見学に行ったこともありますが、大変かなという印象です。

(会長) いずれにしても統一して、この数字も精査していただいて、再提出をしていただくということでよろしく願いたしたいと思います。

そうしましたら、仮集計がまだ出ませんので、この間、先ほどの資料14の説明を受けたと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

(事務局) 資料14をごらんください。先ほどの続きの2番、施設見学についての項を御説明させていただきます。

先日、各委員に郵送でお送りいたしました、法人の応募結果の通知で、施設見学については、参加希望者のみということで、応募法人が運営する施設見学の意向をお伺いするとしていました。そのことについて、この場で確認させていただきたいと思います。見学先といたしましては、応募書類の様式8. 生活介護施設調書に記載していただきました事業所で、法人1の花の会は共働舎花の会、法人2の門真共生福祉会はジェイ・エス・ステージを予定しております。

この2事業所の見学について希望される方、いらっしゃいますでしょうか。希望される方は挙手をお願いいたします。

(希望者を確認)

(事務局) 日程は、今後、法人と調整をさせていただき予定としておりまして、7月8日から7月19日の2週間の間の平日です。土日、祝日を除きまして、平日の日で日程調整をしたいと思っております。できれば一日で回りたいとは考えておりますが、法人と調整させていただいた上で、別の日になるかもしれませんが、なるべく同じ日に、皆さんと一緒にという形では考えております。

(会長) 一応、希望はあるということで上げておいたらいいですね。

(事務局) はい。まず希望をお伺いいたします。

(委員) 私も日が合えば、参加させてもらうということでもいいですか。

(事務局) はい。それは結構です。

(委員) 私もですね。期間が少し長目にとっていますので予定が立たないですね。特に年度初めの事業が6、7と入っていますので、まだそれが、完全にスケジュールが出ていませんので。その他いろいろと入っていますので、できれば日を固めていただきたい。

(事務局) 参加希望される方については、この後、日程調整表をお渡ししまして、それをもとに法人との調整をさせていただきます。その日程調整表の中で皆さんが、なるべく一緒に行ける日があれば、その日で法人に伺おうかと思えます。ですので、まずは日程調整表に御都合の悪い日を書いていただきまして、御希望ということで承りまして、2法

人との調整を行いたいと思っております。

(副会長) 2日にわたる可能性があるんですね。

(事務局) そうですね。可能性としてはあるかもしれません。同じ日に皆さんが行けずに別の日に、それぞれで行っていただくということにもなるかもしれません。必ず、その際には事務局の職員も同行いたします。

(委員) 私は、決まり次第、教えていただく形でいいですか。

(事務局) はい。そうしましたら、委員4名について、御希望を調整させていただくという形で進めたいと思います。見学をされた方は、感想や事業所の様子などを次の第4回目の審査会で簡単に、ご報告していただけたらと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、第4回プレゼンテーション・選考について、**資料14**をごらんください。次回は、7月30日(火)午後2時からの開催としております。

プレゼンテーションの進め方につきましては、まず法人からのプレゼンテーションを15分でしていただき、①から④に記載のポイントなどについて、説明をしていただきます。その後、質疑・応答の時間として30分程度、御不明な点などについて、直接確認をしていただきます。その後、10分程度で、プレゼンテーションで確認いただく項目の採点と、全体の見直しなども含めて行っていただきます。法人の準備や休憩等も含めて、概ね1法人1時間程度を予定しています。

次に、当日の進行です。裏面、2ページ目をごらんください。当日の進行といたしまして、午後2時から会議日程や審査手順についての確認を行った後、午後2時15分ごろから法人1のプレゼンテーション、質疑、採点を行っていただきます。法人2についても同様に進めまして、おおむね午後4時10分ごろにはプレゼンテーションを終了します。その後、各委員の仮審査表を事務局で集計しまして、仮集計表をもとに、意見交換を行っていただきます。

意見交換が終わりましたら、各委員の最終的な審査を仮審査表から転記するような形になると思いますが、本審査表に記載していただきます。その結果を改めて事務局で選考審査表に集計しまして、御確認をいただきます。そこで、法人決定に係る3つの条件を満たしている法人がある場合は、法人の決定となります。万が一、条件を満たしていない場合は、再選考という流れになります。

法人が決まりましたら、市長への答申に記載する意見の取りまとめや、答申内容の御確認を行っていただきまして、選考が順調に進めば、午後5時15分ごろの閉会を予定しております。**資料14**の説明は以上です。

(会長) ありがとうございます。何か御質問ございませんか。よろしいですか。

(委員) 法人に質問しておきたいということがあれば、事前にお伝えするのでしょうか。

(事務局) 先ほど、短期入所の男女の区別であるとか、ユニバーサルデザインのトイレなどの項目があったので、それは追加していこうと思っておりますが、そのほかに何かあるようでしたら、今伺います。今、集計表を用意しているところですので。

(会長) 何かございますか。

(委員) 事務局が質問されているのと同じ事項にもなりますが、花の会の看護師の配置で、ここに書いているように、週2回の勤務が2名となっていますよね。これは多分、月2回の2名の記載間違いではないかと思えます。それから、もう一つ、送迎サービスのところで、今こうしているから、せざるを得ないからこうするという記載になっていたと思いますが、くすの木園での今の契約はこの年度末までですので、法人がいいと思う方法でもらえれば、せざるを得ないことではないかなと思えます。引き継いでもらえれば一番スムーズではありますが、門真共生福祉会も効率的なことを考えて、自分のところの車であるかもしれないと書かれていましたので、絶対でなければならないということではないということもお伝えいただけたらと思えます。

それから、不適切な支援についてのことを丁寧に書いておられて、わかりやすかったのですが、その不適切な行為について、こういうふうにします、というのは書いてありましたが、その後、職員の対応や状況や、事業所の対応を聞きたいと思えます。改善後の職員の個人個人の支援の変化など、それがどのようにあらわれているのかということをお聞きできたらと。

それから、様式8の施設調書で、花の会ではこのようにしているという項目の最後のところに、作業内容について固定せずに日々の利用者の希望を取り入れながら組み立てを行っていると書いています。恐らく、作業内容は、朝来た時に、これがいいと選んでするようなパターンだと思いますけれども、くすの木園ではグループでやっていますので、その辺りは、引き継ぎの中で最良の方法でやっていただけるのかということを確認したいです。以上が花の会です。

門真共生福祉会のほうは、避難スペースを設置されるということで、補助金を計上されていますよね。この避難スペースについては、調べ方が違うかもしれませんが、障害者の緊急の受け入れ先でもある、その防災拠点として地方公共団体が策定する防災計画での位置づけが必要であるとの項目がありました。ですから、これは市に聞きたいのですけれども、あと2年後ですから、そういう用意ができるのか、この避難スペースというのはとてもいいと思えますし、これができたらいいなと私も思っていたことがありましたので、そのあたりのことを市に確認したいと思う点がありました。

それから、花の会は職員の採用について、今の契約職員を正職員にすることも考えていると、試験をして正職員になることも可能だと、結構細かく書いていただけてまし



た。門真共生福祉会のほうは、積極的に受け入れるとだけでしたので、例えば、契約職員を正規職員で受け止めるという予定があるのかどうかというのを聞いていただけたらと思います。

それから、健康診断についてですが、施設調書で、定期健康診断の対象が5人だけで、あとは、市の健康診断受けているようですが、非常勤さんという形なのか、全員が法人の健康診断を受けていないのか、契約職員はどうされているのかを聞いていただけたらと思いました。

それから、法人2は様式1で40人と書いているのに、様式8の施設調書では利用者の数が53になっています。利用者状況についての次のページを見ると、全部、合計が53になっています。定員40と書いていますが、どうしてかなと思ひまして。

**(事務局)** 定員が40で、契約者数が53名ということかもしれません。

**(委員)** 毎日行っていない人がいるのでは。

**(事務局)** くすの木園の場合ですと、そういったことはないので、同じ人数ですが。

**(委員)** 週に3日しか行っていない人がいるのでしょうか。

**(事務局)** 一定、超過すると報酬が減算になるような仕組みでその範囲におさまっている感じのような数字には見受けられますので、現実にあっても、おかしくはない数字だとは思ひます。

**(委員)** 添付17では、花の会は防災のこと、震災のことがありましたが、門真共生福祉会は福祉避難所のことを書いているのに、被災についてのマニュアルがなさそうですので、もしあるのであれば提出していただほうがいいのではないのでしょうか。

**(事務局)** そのほか何か質問があれば、今お伺ひしますが、もし、帰られた後にでも、気になる点がありましたら、事前に、事務局まで御連絡をいただくか、もしくは当日でも、直接質問をしていただくことはできますので、その際に、それぞれの法人に確認していただくということになります。

<集計表を配付>

**(事務局)** 集計表をお配りします。

**(事務局)** ただいま配付しております仮集計表と、先ほど、各委員で御記入いただきました仮審査表を見比べていただけたらと思います。

仮集計表にA、B、C、D、E、F、Gと書いているのは、あらかじめお渡ししています仮審査表のところに、御自身がA、B、Cのどれに当たるかということがわかるようになっておりますので、そちらと照合していただきまして、御自身の採点と、この集計表の点がきちんと一致しているかどうかをまずご確認くださいと思います。すみませんが、こちらの照合について、3分ほど見ていただきたいと思います。

(採点欄を確認)

**(事務局)** それぞれ委員各自の採点とこちらの集計表の照合、大丈夫でしょうか。

それでは、まず集計表に基づきまして意見交換をこれから行っていただきたいと思います、意見交換が終了した後に、この採点いただきました仮審査表の点数を変更することになりましたら、事務局までお申し出いただきましたら、改めて点数を差しかえることができますので、またよろしく申し上げます。

**(会長)** そうしましたら、仮集計表が出てきましたが、今のところ、花の会が1位で、門真共生福祉会が2番となっておりますね。皆さんの採点も同じ感じでされているのでしょうか。何か御意見ございますでしょうか、この採点表を見て。妥当なところでしょうか。書類だけを採点するというのはなかなか難しいですね、隠れた部分もありますし。

**(委員)** プレゼンテーションを聞いた後で、これと大分変わってきて、それは問題ありませんか。

**(会長)** 今回は仮の仮ですから。どちらにしても、プレゼンテーションの後にまたもう一度、合議をしたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら、まだこの採点関係は、不確定な部分がたくさんありますので、直接法人に確認したいというのがありましたら、御意見をまたお願ひいたしたいと思ひます。事務局で、その後、意見を取りまとめて、プレゼンテーションにまとめて事務局から確認してもらいます。それで、委員の皆さんから直接お聞ひいただくことも可能だと思ひます。

それでは、ほかに御意見がなければ、本日の書類審査は終了いたします。長時間お疲れさまでございました。次回は直接、プレゼンテーションを受けて、さらに審査を深めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局から最後にお伝えすることがあれば、よろしくお願ひします。

**(事務局)** 委員の皆様は、仮審査表、仮集計表につきましては、次回の選考会議まで、こちら事務局で保管をさせていただきますので、お帰りの際は、机の上に置いたままでお帰ひいただくよう、よろしくお願ひします。

なお、仮集計表作成以後の採点の反映につきましては、次回、プレゼンテーション後

に、改めて仮集計を行いますので、そのときに御確認をお願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

**(会長)** ありがとうございます。

それでは、本日の審査会は全て終了いたしました。

次回の選定審査会は、7月30日（火）午後2時から市役所別館4階の第2委員会室にお越しいただきますようお願いいたします。 どうも長時間ありがとうございました。